

指定障害福祉サービス事業 指定申請手続等の手引き
(制度・手続等の概要)



令和5年3月

姫路市役所 監査指導課 障害指定担当

目次

第1 障害福祉サービスに係る概要

- 1 障害福祉サービスについて・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 障害福祉サービス事業について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 3 障害福祉サービスに係る費用の給付について・・・・・・・・・・ 3
- 4 障害福祉サービス事業者の一般原則・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

第2 障害福祉サービス事業者の指定

- 1 指定に係る申請等について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
- 2 指定障害福祉サービス事業者の責務について・・・・・・・・・・ 6
- 3 指定障害福祉サービス事業の基準について・・・・・・・・・・ 7
- 4 指定障害福祉サービス事業者における変更の届出について・・ 7

第3 指定障害福祉サービス事業者に対する指導、監査等について

- 1 指定障害福祉サービス事業者に対する指導・・・・・・・・・・ 8
- 2 指定障害福祉サービス事業者に対する監査・・・・・・・・・・ 8
- 3 その他の事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9

第4 指定に係る手続等について

- 1 指定申請・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
- 2 特定障害福祉サービスに係る指定の変更申請・・・・・・・・・・ 12
- 3 変更の届出・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12
- 4 休止の届出・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12
- 5 再開の届出・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12
- 6 廃止の届出・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13
- 7 本市ホームページによる情報発信・問い合わせについて・・ 13

※この手引きにおいて「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」を単に「法」と表記しています。

第1 障害福祉サービスにかかる概要

1 障害福祉サービスについて

(1) 障害福祉サービスの概要（法第5条）

- ・「障害福祉サービス」とは、障害者又は障害児に対し、その生活において必要な介護、訓練等の便宜を供与するサービスで、法令に定められた様々な種類のサービスがあります。
- ・「障害者支援施設」が行う障害福祉サービスを「施設障害福祉サービス」といい、それ以外の障害福祉サービスを行う事業を「障害福祉サービス事業」といいます。

(2) 障害福祉サービスの種類等（法第5条）

サービス名	サービス内容
居宅介護	障害者等につき、居宅において入浴、排せつ又は食事の介護等の便宜を供与すること
重度訪問介護	重度の肢体不自由者であって常時介護を要する障害者につき、居宅における入浴、排せつ又は食事の介護等の便宜及び外出時における移動中の介護を総合的に供与すること
同行援護	視覚障害により、移動に著しい困難を有する障害者等につき、外出時において、当該障害者等に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護等の便宜を供与すること
行動援護	知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有する障害者等であって常時介護を要するものにつき、当該障害者等が行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護等の便宜を供与すること
療養介護	医療を要する障害者であって常時介護を要するものにつき、主として昼間において、病院その他の施設等において行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の世話を供与すること
生活介護	常時介護を要する障害者につき、主として昼間において、障害者支援施設その他の施設等において行われる入浴、排せつ又は食事の介護、創作的活動又は生産活動の機会の提供等の便宜を供与すること
短期入所	居宅においてその介護を行う者の疾病その他の理由により、障害者支援施設その他の施設等への短期間の入所を必要とする障害者等につき、当該施設に短期間の入所をさせ、入浴、排せつ又は食事の介護等の便宜を供与すること
重度障害者等包括支援	常時介護を要する障害者等であって、その介護の必要の程度が著しく高いものにつき、居宅介護その他の障害福祉サービスを包括的に提供すること
施設入所支援	施設に入所する障害者につき、主として夜間において、入浴、排せつ又は食事の介護等の便宜を供与すること
自立訓練 (機能訓練)	障害者につき、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、一定の期間にわたり、身体機能の向上のために必要な訓練等の便宜を供与すること
自立訓練 (生活訓練)	障害者につき、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、一定の期間にわたり、生活能力の向上のために必要な訓練等の便宜を供与すること
就労移行支援	就労を希望する障害者につき、一定の期間にわたり、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等の便宜を供与すること

就労継続支援 (A型)	通常の事業所に雇用されることが困難な障害者であって、雇用契約に基づく就労が可能である者につき、就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、その知識及び能力の向上のために必要な訓練等の便宜を供与すること
就労継続支援 (B型)	通常の事業所に雇用されることが困難な障害者であって、雇用契約に基づく就労が困難である者につき、就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、その知識及び能力の向上のために必要な訓練等の便宜を供与すること
就労定着支援	就労に向けた支援として、生活介護、自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援を受けて通常の事業所に新たに雇用された障害者につき、3年間にわたり、当該事業所での就労の継続を図るために必要な当該事業所の事業主、障害福祉サービス事業を行う者、医療機関その他の者との連絡調整等の便宜を供与すること
共同生活援助	地域において共同生活を営むのに支障のない障害者につき、主として夜間において、共同生活を営むべき住居において相談その他の日常生活上の援助を行うこと
自立生活援助	施設入所支援又は共同生活援助を受けていた障害者等が居宅における自立した日常生活を営む上での各般の問題につき、定期的な巡回訪問又は随時通報を受け、当該障害者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言等の援助を行うこと

2 障害福祉サービス事業について

(1) 障害福祉サービス事業の開始等（法第79条）

- ・国及び都道府県以外の者は、あらかじめ、必要な事項を市長に届け出て、障害福祉サービス事業を行うことができます。
- ・届け出た事項に変更が生じたときは、変更の日から一月以内に、その旨を市長に届け出る義務があります。
- ・障害福祉サービス事業を廃止し、又は休止しようとするときは、あらかじめ、必要な事項を市長に届け出る義務があります。

(2) 障害福祉サービス事業の基準（法第80条）

① 基準の制定主体

障害福祉サービス事業の基準は、本市が条例で定めています。

② 基準の遵守

基準に係る障害福祉サービス事業を行う者は、当該基準を遵守する義務があります。

(3) 障害福祉サービス事業の停止等（法第82条）

市長は、障害福祉サービス事業を行う者が、市長が行う命令若しくはこれらに基づいてする処分に違反したとき、その事業に関し不当に営利を図り、若しくはその事業に係る者の処遇につき不当な行為をしたとき等は、事業の制限又は停止を命ずることができます。

3 障害福祉サービスに係る費用の給付について

(1) 介護給付費等

- ・ 障害者又は障害児の保護者は、障害福祉サービスの利用に係る費用の助成（給付）を受けることができます。この給付を「介護給付費等」といいます。
- ・ 市長の支給決定を受けた障害者等が「都道府県知事等が指定する障害福祉サービス事業者、障害者支援施設等」を利用した場合、介護給付費等を支給します。

(2) 指定障害福祉サービス事業者

- ・ 本市は中核市のため、本市内にある障害福祉サービス事業者に係る指定は、市長が行います。

4 障害福祉サービス事業者の一般原則

基準省令第3条において、事業者が遵守すべき一般原則が定義づけられています。

- ・ 指定障害福祉サービス事業者は、利用者の意向、適性、障害の特性その他の事情を踏まえて個別支援計画を作成し、これに基づき利用者に対して指定障害福祉サービスを提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより利用者に対して適切かつ効果的に指定障害福祉サービスを提供しなければなりません。
- ・ 指定障害福祉サービス事業者は、利用者又は障害児の保護者の意思及び人格を尊重して、常に当該利用者又は障害児の保護者の立場に立った指定障害福祉サービスの提供に努めなければなりません。
- ・ 指定障害福祉サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければなりません。

- ・障害福祉サービスの事業を開始しただけでは、その障害福祉サービスの利用者は、サービス利用に係る費用の給付を受けられません。
- ・サービス利用を利用者の自己負担で利用することは、利用者の負担が非常に大きくなります。そのため、事業所の指定を受けずに障害福祉サービス事業を運営することは現実的ではありません。
- ・利用者がサービス利用に係る費用の給付を受けるためには、事業者は事業の開始等とともに、市長が行う事業所の「指定」を受ける必要があります。
- ・事業者指定を受けるためには、申請者の要件のほか、サービスの種類ごとに条例・省令・告示等で定める人員、設備、運営に関する基準等（これらの基準を総称して「指定基準」といいます。）を満たしていなければなりません。また、指定を受けた後も、指定基準を遵守する必要があります。
- ・事業者は「公的サービス」を提供するものであり、公明正大な運営が求められます。当然のこととして指定基準をはじめ、各種の法令やルールを遵守しなければなりません。「知らなかった」では済まされないこともありますので、事業をスタートさせる前に十分に各種法令の確認を行い、理解する必要があります。
- ・障害福祉サービス事業を行うために指定申請を行う場合、様々な関係法令があり、指定申請前に確認しておくべきことがあります。各所管庁に事前に相談のうえ、必要な手続や改善を行ってください。
※第4（2）「障害福祉サービス等を始める際の事前確認、調整を要する事項」の記載内容を必ずご確認ください。

第2 障害福祉サービス事業者の指定

1 指定に係る申請等について

(1) 指定の申請（法第36条）

- ・指定は、障害福祉サービス事業を行う者の申請により、障害福祉サービスの種類及び障害福祉サービス事業を行う事業所ごとに行います。
 - ※ 既に指定障害福祉サービスを実施している事業者であっても、新たに他の障害福祉サービスの指定を受ける場合は、申請が必要です。
- ・市長は、次の各号のいずれかに該当する場合、指定をすることができません。（療養介護に係る指定にあつては第7号を除く。）

法第36条 第3項の号	内容（概要）
第1号	申請者が本市の条例で定める者（法人）でないとき。
第2号	当該申請に係るサービス事業所の従業者の知識及び技能並びに人員が、本市の条例で定める姫路市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を満たしていないとき。
第3号	申請者が、本市の条例で定める指定障害福祉サービスの事業の設備及び運営に関する基準に従って適正な障害福祉サービス事業の運営をすることができないと認められるとき。
第4号	申請者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき
第5号	申請者が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
第5号 の2	申請者が、労働に関する法律の規定であつて政令で定めるものにより罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
第6号	申請者が、第50条第1項(同条第3項において準用する場合を含む。以下同じ。)、第51条の29第1項若しくは第2項又は第76条の3第6項の規定により指定を取り消され、その取消の日から起算して5年を経過しない者(当該取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があつた日前60日以内に当該法人の役員又はそのサービス事業所の管理者であつた者で当該取消しの日から起算して5年を経過しないものを含む。)であるとき。
第7号	申請者、申請者の親会社等と密接な関係を有する法人が、第50条第1項、第51条の29第1項若しくは第2項又は第76条の3第6項の規定により指定を取り消され、その取消の日から起算して5年を経過していないとき。
第8号	申請者が、第50条第1項、第51条の29第1項若しくは第2項又は第76条の3第6項の規定による指定の取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があつた日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に事業の廃止の届出をした者(当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。)で、当該届出の日から起算して5年を経過しないものであるとき。
第9号	申請者が、第48条第1項(同条第3項において準用する場合を含む。)又は第51条の27第1項若しくは第2項の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日(当該検査の結果に基づき、指定の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として都道府県知事等が申請者に当該検査が行われた日から10日以内に特定の日を通知した場合における当該特定の日をいう。)までの間に事業の廃止の届出をした者(当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。)で、当該届出の日から起算して5年を経過しないものであるとき。

第10号	第8号に規定する期間内に事業の廃止の届出があった場合において、申請者が、同号の通知の日前60日以内に当該届出に係る法人(当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。)の役員又は事業所の管理者であった者で、当該届出の日から起算して5年を経過しないものであるとき。
第11号	申請者が、指定の申請前5年以内に障害福祉サービスに関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。
第12号	申請者の役員及び事業所の管理者のうちに第4号から第6号まで又は第8号から前号までのいずれかに該当する者のあるものであるとき。

・指定の申請をする法人は、定款や法人登記に障害福祉サービス事業を行うための適切な目的が記載されている必要があります。

※ 「法に基づく障害福祉サービス事業」と記載してください。

・就労継続支援A型については「専ら社会福祉事業を行う者でなければならない」ため、事業目的の記載によっては、指定をしないことがあります。

注 社会福祉法人、医療法人、特定非営利活動法人等、定款の変更に所轄庁の認可が必要な法人については、予め所轄庁にも確認を行ってください。

(2) 特定障害福祉サービスに係る指定の変更申請（法第37条）

・特定障害福祉サービス（生活介護、就労継続支援A型及び就労継続支援B型）に係る指定を受けた者は、サービスの量を増加しようとするときは、予め指定の変更を申請することになります。

(3) 指定の更新（法第41条）

- ・指定障害福祉サービス事業者の指定は、六年ごとに更新を受けなければ、その期間の経過によって、指定の効力を失います。
- ・指定の更新申請については、上記の指定申請と同じ規定が適用されます。

2 指定障害福祉サービス事業者の責務について（法第42条）

指定障害福祉サービス事業者は、下記の責務を有します。

- ・障害者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害者等の意思決定の支援に配慮するとともに、市町村、公共職業安定所その他の職業リハビリテーションの措置を実施する機関、教育機関その他の関係機関との緊密な連携を図りつつ、障害福祉サービスを当該障害者等の意向、適性、障害の特性その他の事情に応じ、常に障害者等の立場に立って効果的に行うように努めること。
- ・その提供する障害福祉サービスの質の評価を行うことその他の措置を講ずることにより、障害福祉サービスの質の向上に努めること。
- ・障害者等の人格を尊重するとともに、この法律又はこの法律に基づく命令を遵守し、障害者等のため忠実にその職務を遂行しなければならない。

3 指定障害福祉サービス事業の基準について（法第43条）

（1）基準の制定主体

- ・指定障害福祉サービス事業の基準は、姫路市が条例で定めています。

（2）指定の申請

- ・指定障害福祉サービス事業の基準は、姫路市が条例で定めています。
- ・その他、指定障害福祉サービス事業者が満たすべき下記の基準等について、予め確認してください。

基準等の種類	基準等の名称	略称
平成 24 年 12 月 21 日 条例第 61 号	姫路市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例	指定基準条例
平成 24 年 12 月 21 日 条例第 63 号	姫路市障害福祉サービスの事業の設備及び運営に関する基準を定める条例	最低基準条例
平成 18 年 9 月 29 日 厚生労働省告示第 523 号	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準	報酬告示
平成 18 年 10 月 31 日 障発第 1031001 号厚労省 障害保健福祉部長通知	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について	報酬告示留意事項 通知

上記の指定基準条例及び最低基準条例は、下記の基準等を準拠して制定されています。解釈の参考としてください。

平成 18 年 9 月 29 日 厚生労働省告示第 171 号	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準	指定基準省令
平成 18 年 12 月 6 日 障発第 1206001 号厚労省 障害保健福祉部長通知	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について	指定基準解釈通知

（3）基準の遵守

- ・指定障害福祉サービス事業者は、サービス事業所ごとに、基準に従い、障害福祉サービスに従事する従業者を有しなければなりません。
- ・指定障害福祉サービス事業者は、事業の設備及び運営に関する基準に従い、障害福祉サービスを提供しなければなりません。

4 指定障害福祉サービス事業者における変更の届出等について（法第46条）

- ・指定障害福祉サービス事業者は、サービス事業所の名称、所在地、管理者、運営規程等に変更があったときは、10日以内に、その旨を市長に届け出る義務があります。
 - ・指定障害福祉サービス事業者は、指定障害福祉サービスの事業を廃止し、又は休止しようとするときは、その廃止又は休止の日の一月前までに、その旨を市長に届け出る義務があります。
 - ・指定障害福祉サービス事業者は、休止した指定障害福祉サービスを再開したときは、10日以内に、その旨を市長に届け出る義務があります。
- ※ 事業の廃止又は休止の届出をしたときは、届出日の前一月以内にサービスを受けていた者であつて、廃止等の日以後においても引き続きサービスの提供を希望する者に対し、必要なサービスが継続的に提供されるよう、他の事業者等との連絡調整等の便宜の提供を行う義務があります。

第3 障害福祉サービス事業者に対する指導、監査等について

1 指定障害福祉サービス事業者に対する指導（法第10条）

（1）指導の方針

法第10条第1項に基づく質問等によって、指定障害福祉サービス事業者に対し、指定基準、報酬の算定基準等に規定する取扱い、介護給付費等の請求に関する事項について周知徹底することを方針とした指導を行います。

（2）指導の実施方法

- ・**集団指導** 一定の場所に集めてもしくはウェブサイト等を利用した講習等の方法により、毎年度、定期的に実施します。
 - ・**実地指導** 指定障害福祉サービス事業の事業所の実地において行います。
原則として、3年に1回を目安として実施します。
- ※ 上記のほか、チェックリスト等による自己点検や、点検結果の書面提出等による指導を必要に応じて行います。

2 指定障害福祉サービス事業者に対する監査（法第48条～第50条）

（1）実地検査等

- ・市長は、必要があると認めるときは、指定障害福祉サービス事業者に対し、以下の対応を行うことができます。
 - ア 報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命ずること。
 - イ 指定障害福祉サービス事業者、その従業者等に対し出頭を求めること。
 - ウ 本市職員に関係者に対して質問させ、サービス事業所、事務所その他事業に関係のある場所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させること。

（2）勧告

- ・市長は、障害福祉サービス事業者に指定基準違反の事実が確認された場合、期限を定めて、文書により基準を遵守すべきことを勧告することができます。
- ・勧告を受けた指定事業者は、期限内に文書により報告を行うこととします。
- ・市長は、指定事業者が期限内に勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができます。

（3）命令

- ・市長は、勧告を受けた指定事業者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかったときは、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができます。
- ・命令を受けた指定事業者は、期限内に文書により報告を行うこととします。
- ・市長は、命令をしたときは、その旨を公示しなければなりません。

（4）指定の取消し等

- ・市長は、次のいずれかに該当する場合においては、指定事業者に係る指定を取り消し、又は期間を

定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができます。

法第 50 条 第 1 項の号	内 容
第 1 号	指定障害福祉サービス事業者が、第 36 条第 3 項第 4 号から第 5 号の 2 まで、第 12 号又は第 13 号のいずれか（指定欠格要件）に該当するに至ったとき。
第 2 号	指定障害福祉サービス事業者が、障害者等の人格を尊重するとともに、この法律又はこの法律に基づく命令を遵守し、障害者等のため忠実にその職務を遂行する義務に違反したと認められるとき。
第 3 号	指定障害福祉サービス事業者が、サービス事業所の従業者の知識若しくは技能又は人員について、本市の条例で定める基準を満たすことができなくなったとき。
第 4 号	指定障害福祉サービス事業者が、本市の条例で定める事業の設備及び運営に関する基準に従って適正な事業の運営をすることができなくなったとき。
第 5 号	介護給付費若しくは訓練等給付費又は療養介護医療費の請求に関し不正があったとき。
第 6 号	指定障害福祉サービス事業者が、監査による報告又は帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は虚偽の報告をしたとき。
第 7 号	指定障害福祉サービス事業者、その従業者が、監査により出頭を求められてこれに応ぜず、質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。ただし、従業者がその行為をした場合において、その行為を防止するため、事業者が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。
第 8 号	指定障害福祉サービス事業者が、不正の手段により指定を受けたとき。
第 9 号	指定障害福祉サービス事業者が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律等又はこれらの法律に基づく命令若しくは処分に違反したとき。
第 10 号	指定障害福祉サービス事業者が、障害福祉サービスに関し不正又は著しく不当な行為をしたとき。
第 11 号	指定障害福祉サービス事業者の役員等のうちに指定の取消し又は指定の全部若しくは一部の効力の停止をしようとするとき前 5 年以内に障害福祉サービスに関し不正又は著しく不当な行為をした者があるとき。

3 その他の事項

(1) 公示（法第 51 条）

- ・市長は、次に掲げる場合には、その旨を公示しなければなりません。
 - ア 指定障害福祉サービス事業者の指定をしたとき。
 - イ 指定障害福祉サービス事業の廃止の届出があったとき。
 - ウ 指定障害福祉サービス事業者の指定を取り消したとき。

(2) 業務管理体制の整備（法第 51 条の 2～第 51 条の 4）

- ・指定障害福祉サービス事業者は、厚生労働省令に定める基準に従い業務管理体制を整備しなければならない。厚生労働大臣又は兵庫県知事、姫路市長（以下「厚生労働大臣等」という。）に対し、整備に関する事項を届け出なければならない。また、厚生労働大臣等は、当該整備に関して計画的な検査を行います。

第4 指定に関する手続等について

1 指定申請

(1) 指定申請のスケジュール等

順	内容	時期（期限）	備考（留意点等）
1	事前相談 (平面図確認等)	事前協議前に、 必要に応じて	<ul style="list-style-type: none">・指定を受けたいサービス種別を決め、制度概要を把握した上でご相談ください。・相談日時の予約のため、あらかじめ姫路市監査指導課に電話連絡をしてください。(079-221-2497)・来所時には、平面図や事業計画書等を持参し、事業概要を説明できるようにしてください。
2	事前協議	事業開始前の 2か月以上前 (別紙参照)	<ul style="list-style-type: none">・事前協議書の内容を把握した状態で事前協議に応じるため、事前協議書及び必要な書類を、あらかじめ姫路市監査指導課に送付してください。・事前協議書等を姫路市監査指導課へ送付した後、協議日時の予約のため、電話連絡をしてください。(079-221-2497)
3	指定申請	事業開始前の 1ヶ月半前 (別紙参照)	<ul style="list-style-type: none">・事前協議の結果を踏まえて、申請書等を提出します。・来庁日時の予約のため、あらかじめ姫路市監査指導課に電話連絡をしてください。(079-221-2497)
4	申請内容 の審査	原則として申請 日から30日以内	<ul style="list-style-type: none">・申請を受理した後に、指定基準を満たしているか等を具体的に審査します。・人員、設備等の要件に不足がある場合や書類に不備がある場合等は、必要な準備、書類の補正等を行っていただきます。※ 補正等に時間を要した場合、指定開始日が遅れることがあります。あらかじめご了承ください。
5	指定時研 修の受講	事業の 開始予定日まで	<ul style="list-style-type: none">・申請を受理した後に、指定時研修を受講していただきます。・監査指導課ホームページに掲載された研修資料を確認し、受講報告書を作成します。・受講報告書は指定通知書の交付時に提出していただきます。
6	指定	事業の 開始予定日まで	<ul style="list-style-type: none">・審査の結果、指定基準を満たしていること等が確認できた場合は、指定を行います。指定は、毎月1日付で行います。・申請者に対しては、指定通知書を交付します。・指定をした場合は、その旨を公示します。

※ 事前協議、指定申請の具体的な期日については、下記の本市ホームページに「指定申請のスケジュール」を掲載していますので、ご確認ください。

URL: <https://www.city.himeji.lg.jp/sangyo/0000003168.html>



(2) 障害福祉サービス等を始める際に、事前確認や調整を要する事項

- ・障害福祉サービスを始めるに当たって、指定を受けたいサービス種別に関する制度概要を把握する必要があるほか、指定申請までに下記の事項について事前に調整することが必要です。

①利用者のニーズ等の確認

- ・障害福祉サービス事業が「ニーズがあるか」「必要数に達していないか」等の状況確認や「事業開始予定の所在市町村が求める事業内容・支援方針（運営方法・対象者）であるか」について、障害福祉課（支給決定等の担当課）へ事前確認し、必要に応じて詳細な説明を行ってください。

②都市計画法に抵触しないかの確認

- ・市街化調整区域等の用途地域では、原則障害福祉サービス事業等を行うことができません。ただし、事前に開発許可を受けた場合事業等を行うことができます。まちづくり指導課（都市計画法担当課）に事前にご確認ください。
- ・開設予定地の用途地域は「姫路市webマップ」で確認することができます。

※ 姫路市webマップ URL: <https://www.sonicweb-asp.jp/himeji/>

③建築基準法に抵触しないかの確認

- ・事業所として使用する物件については、建築基準法上の要件（採光、換気等）を満たす必要があります。また、延べ床面積が200平方メートルを超える場合は「用途変更」が必要な場合がありますので、建築指導課（建築基準法担当課）に事前にご確認ください。

④消防法に抵触しないかの確認

- ・物件によっては、自動火災報知設備や誘導灯などの設置工事が必要となる場合があります。また、グループホームや入所支援施設では、利用予定者の障害支援区分によっては、スプリンクラー設備等の設置工事が必要となる場合もあります。
- ・申請書の提出締切日までに所轄消防署の立ち入り調査を終えてください。本申請において、所轄消防署が作成した「検査済証（写し）」の提出が必要です。

⑤洪水浸水想定区域、土砂災害警戒区域及び高潮浸水想定区域の確認

- ・事業所が区域内である場合は、「避難確保計画の作成」と「避難訓練の実施」が義務付けられているため、危機管理室（防災計画担当課）に事前に確認してください。

（参考）国土交通省ハザードマップポータルサイト、姫路市危機管理室「ハザードマップ」など

⑥近隣住民等への説明

- ・事業所や施設の設置に際して、工事を伴う場合などは、近隣に対して事前に説明を行ってください。また、グループホームの設置や自動車での利用者の送迎を予定されている場合なども、事前に説明いただいた方がトラブルの未然防止につながります。

⑦事業所の名称

- ・事業所名を検討する際には、近隣に似たような事業所名がないかどうかご確認ください。

（参考）障害福祉サービス事業所情報（ワムネット）（外部サイト）

⑧駐車場の確保

- ・送迎サービスを提供する場合は、事業所の近隣に駐車場を確保してください。路上駐車は近隣住民や他車の通行への迷惑となります。

※路上駐車は、「道路交通法」等の法令に抵触する恐れがあります。

⑨初期費用・運営資金について

- ・介護給付費等がご指定の口座に振込まれる時期は、サービス提供開始月の約2ヶ月後となることから、法人及び事業所立ち上げにかかる資金のほか、運転資金（少なくとも2、3ヶ月分の従業員の人件費、賃借費等）について十分な資金余力を確保しておいてください。

(3) 指定申請に必要な書類等

- ・本市ホームページに掲載している「必要な書類一覧」を確認し、書類を提出してください。
- ・指定申請書は、障害福祉サービスの種類及び障害福祉サービス事業者ごとに作成が必要です。
- ・ただし、複数の障害福祉サービス事業を行う「多機能型事業所」に係る指定申請を行う場合は、一括した申請をすることが可能です。
- ・既存の事業所に新たに事業を追加する場合、当該新たに実施する事業に係る申請が必要です。

2 特定障害福祉サービスに係る指定の変更申請

- ・生活介護、就労継続支援A型及び就労継続支援B型に係る指定を受けた者は、サービスの量（定員）を増加しようとするときは、指定申請と同じスケジュール等による手続きを行っていただくこととなります。
- ・本市ホームページに掲載している「必要な書類一覧」を確認し、書類を提出してください。

3 変更の届出

- ・指定に係る届出事項に変更がある場合は、10日以内にその旨を市長に届け出る義務があります。
- ・介護給付費等の加算等に係る変更の届出は、以下のとおり取扱います。
本市ホームページに掲載している「必要な書類一覧」を確認し、書類を提出してください。

届出事由	対応内容
加算等の算定に係る届出	・毎月15日までに受理した届出については翌月から、16日以降に受理した届出については翌々月から、算定を開始するものとします。 ※1 15日が閉庁日の場合は、直近の前開庁日が締切になります。 ※2 郵送の場合「15日到着分」までを翌月からの算定を開始するものとします。
加算等が算定されなくなる場合の届出	・加算等が算定されなくなる状況が生じた場合又は加算等が算定されなくなることが明らかな場合は、速やかにその旨を届け出てください。 ・加算等が算定されなくなった事実が発生した日から加算等の算定を行わないものとします。

※ただし、報酬改定等に伴う加算等の算定に係る届出等、上記によらない場合があります。

例外的取扱いがある場合、その都度本市ホームページ等に掲載しますので、ご確認ください。

4 休止の届出

- ・必要な人員の要件を満たさなくなった場合等に一時的に事業を休止する場合であって、事業を継続する場合は、休止の日の一月前までに、その旨を市長に届け出る義務があります。
- ・本市ホームページに掲載している「休止届出書」を提出してください。
※ 届出の日前一月以内にサービスを受けていた者であって、休止の日以後においても引き続きサービスの提供を希望する者がいる場合は、その者に対する措置の内容を必ず記載してください。

5 再開の届出

- ・休止した事業を再開する場合は、10日以内に、その旨を市長に届け出る義務があります。
- ・本市ホームページに掲載している「再開届出書」を提出してください。
※ 休止前の状況から変更がある場合は、変更の届出に必要な書類を合わせて提出してください。

6 廃止の届出

- ・指定障害福祉サービスに係る事業を廃止する場合は、廃止の日の一月前までに、その旨を市長に届け出る義務があります。
- ・本市ホームページに掲載している「廃止届出書」を提出してください。
※ 届出の日前一月以内にサービスを受けていた者であって、廃止の日以後においても引き続きサービスの提供を希望する者がいる場合は、その者に対する措置の内容を必ず記載してください。

7 本市ホームページによる情報発信・問い合わせについて

(1) 本市ホームページの情報について

- ・本市ホームページにおいて、事業者向けのお知らせや届出関係について掲載しています。
下記の本市ホームページ「お知らせ」「届出関係」をご確認いただき、必要な情報をご確認ください。

障害福祉サービス事業（障害児相談支援を含む）、障害児通所支援事業に関するお知らせ ※ 障害福祉サービス事業者等に関する情報を掲載しています URL: https://www.city.himeji.lg.jp/sangyo/0000003111.html	
障害福祉サービス事業（障害児相談支援を含む）、障害児通所支援事業の届出関係 ※ 新規指定、指定更新、変更・休止・廃止等を行う場合の届出について掲載しています URL: https://www.city.himeji.lg.jp/bousai/0000002509.html	

(2) お問い合わせについて

- ・指定基準及び算定基準等に関する本市へのお問い合わせや相談が急増していることから、本市と各事業所において解釈の誤解が生じないよう、人員・設備・運営・報酬基準等の解釈に関する本市へのお問い合わせは、電子メール（電子メールが使用できない場合はFAX）で行っていただきますようお願いいたします。
- ・詳しくは、本市ホームページ（下記に記載）をご参照ください。

【お問い合わせ先】

姫路市役所 健康福祉局 保健福祉部 監査指導課 障害指定担当

〒670-8501 姫路市安田四丁目1番地

メールアドレス：syougai-kansashido@city.himeji.hyogo.jp

ホームページ：<https://www.city.himeji.lg.jp/sangyo/0000020301.html>

電話番号：079-221-2497

FAX：079-221-2487

